

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に 対するご意見等の募集について

岡山県では、身体障害者等用駐車場（車いす使用者駐車場）の適正利用を図るため、今年度、パーキングパーミット制度（概要は別紙のとおり）の導入を検討しています。

この度、制度の素案をとりまとめましたので、次のとおり県民の皆様のご意見・ご提言を募集します。多くのご意見等をお待ちしています。

1 制度素案の公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載しているほか、県庁障害福祉課（県庁5階）、県政情報室（県庁4階）、県民室（県庁1階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（2階郷土資料部門）に備え付けています

（岡山県障害福祉課のホームページアドレス）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=39

※〈岡山県HPトップページ→組織で探す→保健福祉部→障害福祉課〉からも入ることが出来ます。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、性別、年齢、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。

郵送	〒700-8570 岡山県障害福祉課 ※住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 224-6520
電子メール	shofuku@pref.okayama.lg.jp
インターネット	県庁障害福祉課のホームページから、専用フォームに入力し、送信してください。（WindowsVistaSP 2、Windows 7については動作検証を行っておりませんのでご注意ください。また、携帯電話には対応しておりません。）

なお、電話でのご意見等は受けかねますので、ご了承ください。

また、ご意見等の提出に当たり様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。（一太郎、WORD、PDFの各形式）

3 募集期間

平成22年7月15日(木)から8月16日(月)まで（期間内必着）

4 ご意見等の取扱い

ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方を、県のホームページ等で公表します（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません）。

なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否の結論だけ示したのものや、趣旨が不明確なものなどは、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 お問い合わせ先

岡山県保健福祉部障害福祉課 福祉のまちづくり班
電話（086）226-7343（直通）

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案の概要

《制度導入の背景》

1 身体障害者等用駐車場の現状

法律（バリアフリー新法）や条例（岡山県福祉のまちづくり条例）により、公共的施設に身体障害者等用駐車場が整備されているが、障害のある方々から、障害のない方の利用があり、駐車場に停められないことが多いとの声がある。また、商業施設など民間の公共的施設では、お客様相手ということや、内部障害のある方の場合もあり、不適切利用者に対して厳しく指導することができない状況である。

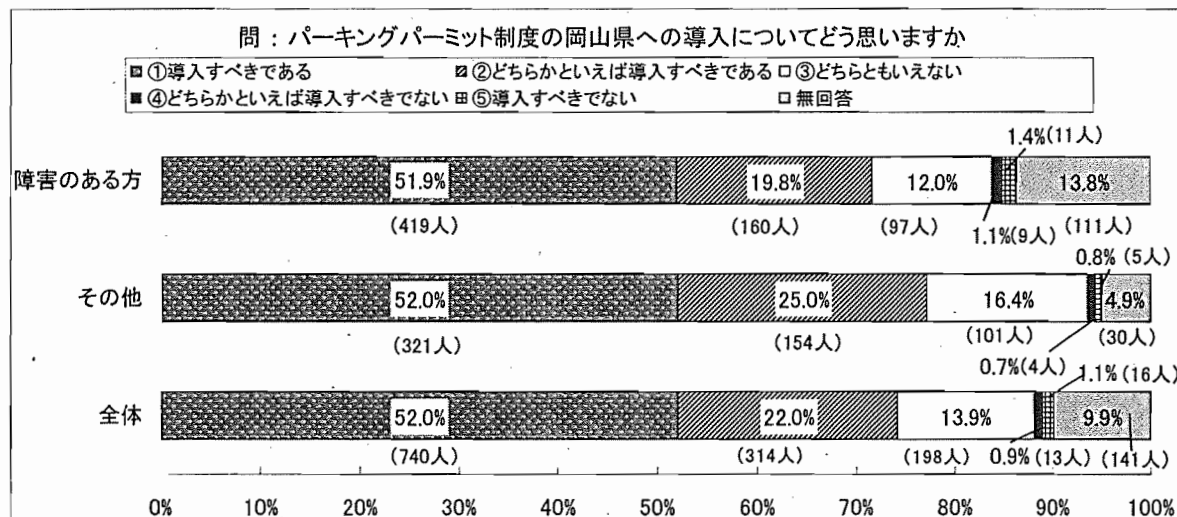
2 県民アンケート結果

(1) 県民対象

障害のある方の 71.7 %（導入すべきである 51.9 %、どちらかという導入すべきである 19.8 %）、その他の方の 77.0 %、（導入すべきである 52.0 %、どちらかという導入すべきである 25.0 %）が、導入に肯定的な回答であった。

- ・調査時期 平成 22 年 3 月
- ・調査方法 郵送
- ・有効回答 1, 422 人（障害のある方 807 人、その他 615 人）

【調査結果】（抜粋）

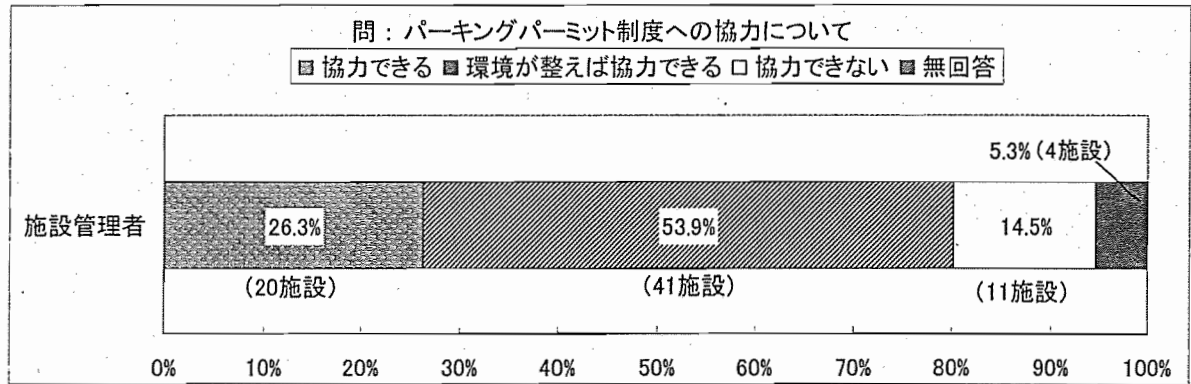


(2) 駐車場管理者対象

県がパーキングパーミット制度を導入した場合、協力できる 26.3 %、環境が整えば（駐車場に掲示するステッカー等資材の提供があれば）協力できる 53.9%という回答であった。

- ・調査対象 県のバリアフリー施設ガイドに掲載している施設のうち、身体障害者等用駐車場を設置している主な施設
- ・調査時期 平成 22 年 5 月
- ・調査方法 郵送
- ・有効回答 7 6 施設

【調査結果】（抜粋）



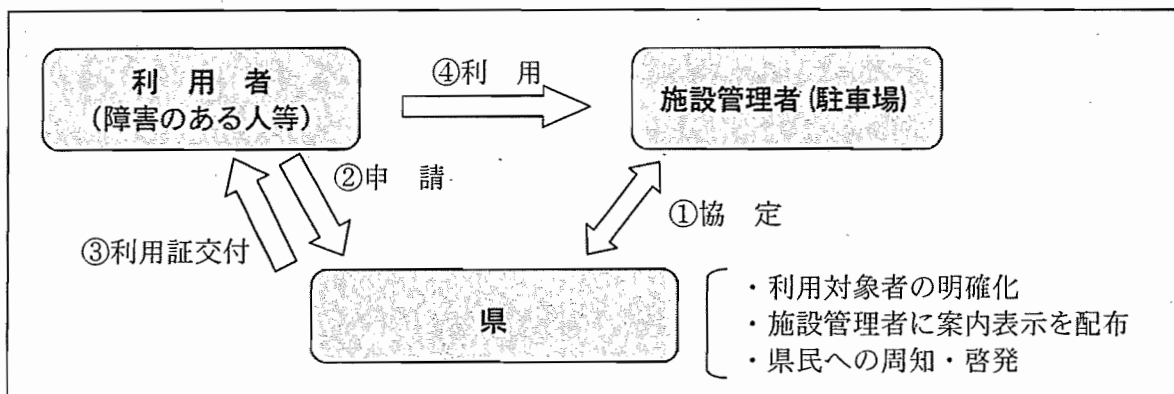
《参考》他県等での制度導入状況 (H 22.7.1 時点で 14 県 3 市が導入)

H 18 年度	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 熊本県 茨城県神栖市	栃木県 島根県	福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県 埼玉県川口市 山口県萩市	岩手県 (4/1 ~) 愛媛県 (7/1 ~) 山口県 (8 月予定) 高知県 (1 月予定) 静岡県

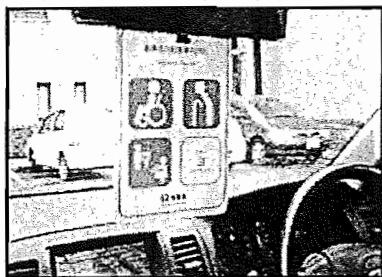
《制度の概要》

1 制度の仕組み

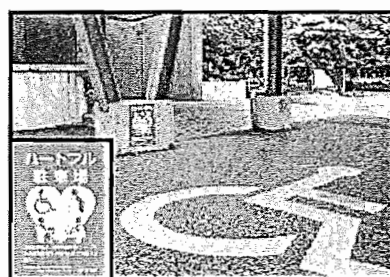
身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度です。



▼利用証掲示例 (車内に掲示)



▼駐車場案内表示例



2 利用証

(1) 交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方あるいは介助者の特別な注意等を要する方		5年（5年おきに更新）
高齢、難病により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間
	妊産婦	妊娠7ヶ月～産後1年

(2) 交付対象者の基準（別表のとおり）

(3) 申請方法

交付窓口（県庁、各県民局、身体・知的障害者更生相談所、市町村（今後調整））に、本人又は代理人が、申請書及び交付対象者であることが確認できる書類を提出（郵送も可）。原則として、即日交付。

3 協定施設及び内容

(1) 対象施設

- ・バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例の整備基準（幅 3.5m以上）を満たす身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ公共的施設。

(2) 協定内容

- ・県から配布された案内表示（ポスター）を表示すること。また、現有の身体障害者等用駐車場をこの制度の「駐車スペース」として確保した上で、条例等の整備基準に達しない駐車場（幅 2.5m以上～3.5m未満）においても「駐車スペース」の確保に努めること。
- ・利用証を表示していない車両が「駐車スペース」に駐車しないよう適切に指導すること。
- ・利用証を表示していない車両は「駐車スペース」には駐車できない旨の案内表示を行うこと。

4 その他

島根県、鳥取県との相互乗り入れを可能とする。

5 今後のスケジュール（予定）

- （・6月29日 県障害者施策推進協議会（1回目）
- ・7月15日～8月16日 県民へのパブリックコメント
- ・7月～8月 関係団体等の意見聴取・取りまとめ
- ・9月上旬 県障害者施策推進協議会（2回目）
- ・9月～11月 施設管理者との契約等の諸準備
- ・12月 制度スタート

(別 紙)

岡山県パーキングパーミット制度(仮称)利用証交付対象者(素案)

[鳥取県と島根県の制度を基に作成。下線部分は両県制度で差異のある箇所]

(1) 身体障害、知的障害、精神障害により歩行が困難な方、あるいは歩行に介助者の特別な注意等を要する方で、次に該当するもの

○ 身体障害のある方

区 分		等 級
視覚障害		4級以上
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	<u>対象としない</u>
	平衡機能障害	5級以上
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		対象としない
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、じん臓、肝臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	4級以上
	呼吸機能障害	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
	肝臓機能障害	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」
- 発達障害者等 対象としない

(2) 高齢、難病により歩行が困難な方で、次に該当するもの

- 高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病者 特定疾患医療受給者（小児慢性特定疾患受給者を含む。）

(3) 一時的に歩行が困難な方で、次に該当するもの

- けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年

●制度を導入している他県での利用証交付対象者一覧

区 分		佐 賀 県	島 根 県	鳥 取 県	山 口 県	
身 体 障 害 者	視覚障害	4級以上	○	○	○	
	聴 覚	聴覚障害	—	2・3級	—	2・3級
		平衡機能障害	5級以上	○	○	○
	音声言語機能障害		—	—	—	—
	肢体不自由	上肢	2級以上	○	○	4級以上
		下肢	6級以上	○	○	○
		体幹	5級以上	○	○	○
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上	○	○	○
		移動機能	6級以上	○	○	○
	心臓機能障害		4級以上	○	○	○
腎臓機能障害		4級以上	○	○	○	
呼吸器機能障害		4級以上	○	○	○	
膀胱又は直腸機能障害		4級以上	○	○	○	
小腸機能障害		4級以上	○	○	○	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	○	○	○	
肝臓機能障害		4級以上	○	○	○	
知的障害者		療育手帳「A」	○	○	○	
精神障害者		—	1級	1級	1級	
発達障害者等		—	—	療育機関等が認定したもの	—	
高齢者		要介護度1以上	○	要支援1,2 要介護1以上	○	
難病者		特定疾患医療受給者(小児含む)	○(小児含)	○(小児含)	○(小児含)	
けが人		車いす、杖等使用期間	○ ※医師認定	○	○	
妊産婦		妊娠7ヶ月 ～ 産後3ヶ月	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年半	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年	
〔導入時期〕		〔H18.7.29〕	〔H20.12.3〕	〔H21.10.1〕	H22.8.1予定	

注) 「—」は対象としない 「○」は内容が佐賀県と同じ

●制度を導入している他県での利用証有効期間

区 分	佐 賀 県	島 根 県	鳥 取 県	山 口 県
身体障害のある人	5年	5年	5年	対象でなくなるまで
知的障害のある人	5年	5年	5年	
精神障害のある人	—	5年	5年	
発達障害者等	—	—	5年	—
高 齢 者	5年	5年	5年	対象でなくなるまで
難 病 者	5年	5年	5年	
け が 人	1年未満 車いす、杖等の使用期間	1年未満 医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間	5年未満 必要と認める期間	車いす、杖等の使用期間
妊 産 婦	妊娠7ヶ月 ～ 産後3ヶ月	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年半	妊娠7ヶ月 ～ 産後1年
[導入時期]	[H18. 7. 29]	[H20. 12. 3]	[H21. 10. 1]	H22. 8. 1予定